

環境影響評価審査書

17 藤沢都市計画土地区画整理事業柄沢特定土地区画整理事業

I 総括事項

柄沢特定土地区画整理事業計画地は、藤沢市中心部の北東約2Kmの鎌倉市との市境に接した丘陵地の一角に位置している。

この事業は、無秩序な開発を防止し、計画的な土地区画整理を行うことにより、増大する住宅需要に応ずる良好な住環境の宅地を供給することをねらいとし、関連公共施設の整備と合わせて実施するものである。

計画地の周辺地域は、藤沢市の中心市街地に近く立地条件に恵まれていることもあって、ほとんど住宅地として開発されてきているが、そのなかにあつてこの一角は、幸い自然環境がある程度保存されてきているところである。

計画地の自然環境をみると、計画地中央部の谷部をはさんだ両側はヤブコウジースダジイ群集、クヌギーコナラ群集の自然度の高い植生があり、谷部は草地で、地中からしみでた水が流れているため、ホタルの生息も考えられるなど、周辺の樹林地と一帯となって多様な生態系を形成している。更に、計画地北西部斜面にもクヌギーコナラ群集が大きなまとまりを見せ、計画地の自然を持色付けている。

計画地周辺が開発されてきているなかにあつて、この計画地の自然は、動物の生息・住民の生活環境にとって重要な価値をもってきていることから、事業実施に当たっては、このことを十分認識し、極力自然の緑を確保するとともに自然の緑と連係した緑化を図り、良好なまちづくりにふさわしい環境を創造するなどの対策が必要である。

道路交通に関しては、計画地のほぼ中央部を南北に都市計画決定されている横浜藤沢線が通過することとなり、将来交通量は3万台／日が予定されている。このため、横浜藤沢線の沿道を中心に窒素酸化物及び騒音が環境基準を越えるおそれがあるなどの問題があるため、土地利用の方法を含めた対策の検討が必要である。

以上のことを基本的な視点として、また工事中における周辺環境への影響を考慮して、環境影響予測評価書案の中の個別事項に係る審査をした結果は次のとおりであるが、事業者が環境影響予測評価書を作成するに当たっては、この内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染――粉じん

計画では、計画地49.6haのうち86.5%に当たる42.9haを切盛造成することになっており、切土量は約915,000m³で最大切土高約23m、盛土高約17mとなっている。また、計画地の表層は飛散しやすい関東ローム層が10～12mあると推定され、造成工事中には一時的に裸地が出現するなどのため、粉じんが発生しやすい状況にある。

対策としては工区割による工区ごとの造成工事の実施、裸地部に散水の実施、裸地での種子吹き付け等の対策を講じることとしているが、計画地の周辺は、ほとんどが住宅地となっているため、工事の方法、気象条件によっては粉じんの被害も考えられる。このため工区ごとの工事実施について風向、風速などの気象条件や地形条件などを考慮して、周辺住宅地への影響を極力少なくする方法を検討し、その結果をもとに、予定している対策に加え、立地条件、気象条件に応じた防じん塀あるいは防じん網の設置を実施すること。

2 水質汚濁――外観

造成工事中の計画地からの雨水は、ほとんど滝川に流入し、下流で境川に入ることになっている。滝川は住宅地内を流れる都市河川になっており、水遊びを始めとするレクリエーション等の利用は特になされていないが、計画地の土質は降雨時に濁水となって滝川に流出しやすいことから、濁度の高い雨水が流入しないような対策が必要である。このため、対策として予定している沈砂池の設置、調整池の活用について、長期間を要することとなる工事の進め方との関係も考慮したうえで、沈砂池の位置、土質、降雨量を考慮した沈砂池の容量、構造等を再検討し、実施すること。

3 騒音――建設作業騒音

振動――建設作業振動

本計画に係る主な建設作業としては、土工を中心とした造成工事、道路工事、調整池工事があるが、これらの工事で使用する建設機械のうち、特に高騒音若しくは高振動を発生するものとして、ディーゼルパイルハンマー、ブルドーザ、スクレーパなどの使用が予定されている。計画地は周囲をほとんど住宅地で囲まれており、また周辺住宅地より高い位置にもあるため、建設工事中の騒音、振動がこれら住宅地に及び、影響を与えることも考えられる。このため、造成工事等の位置と既存住宅との位置及び使用する建設機械との関係から、騒音・振動の予測評価を行い、その結果を踏まえ、防音塀の設置、低騒音型、低振動型機械の採用等の対策を実施すること。

4 廃棄物――一般廃棄物

計画地には林地が約15.4haあり、このうち約12.2haが造成されるため、多数の樹木が伐採、抜根されることとなる。この樹木の処理については明らかにされていないが、その処理方法によっては周辺住宅地への影響も考えられるので、樹木の代採、抜根量を求め、これをもとに処理、処分の方法と環境対策を検討すること。

5 動物、植物

計画地は、藤沢市の中心部の北東約2Kmの鎌倉市との市境に接した丘陵地に位置しており、その周辺地域のほとんどが住宅地として開発されてきているなかで、当計画地一帯だけが開発の手が入らず、自然環境がある程度保持されてきている。

計画地の現在の土地利用状況をみると、林地、草地及び農地など自然的土地利用が全体の約70%を占めている。

植生の視点からみると、計画地には中央部にある谷部をはさんで両側にヤブコウジースタジイ群集、クヌギーコナラ群集の自然度の高い植生と、スギ、ヒノキ、サクラなどの植林が連なり、また、北西部の斜面にもクヌギーコナラ群集があって、この計画地の自然を特色づけている。

計画地中央にある谷部は草地で、湧水もあるため水生生物を含む動物が多く、特にホタルの生息も考えられるなど、周辺の植林地と一体となってまとまりのある動物の生息地を形成している。

このように計画地周辺がほとんど開発され、まとまりのある自然が失われてきたことにより、計画地の樹林地、草地は動物の生息にとって、あるいは住民の生活環境にとって重要な価値をもってきており、本事業の実施に当たっては、このことを十分理解した対策が必要となっている。

このため計画地中央の谷部は、生態系の維持を考慮し、草地と斜面緑地を一体として最大限に確保し、また湧水も維持できるような方策を検討すること。

次に、柄沢神社周辺のヤブコウジースタジイ群集は、現在の状態が極力まとも維持できるよう計画の見直しを行うこと。計画地北西部の斜面の樹林地は、公園と一体にして部分的な保存も図り、また、造成によって生じる法面については、郷土樹種及び現存植生並びに潜在自然植生を考慮した緑化等を実施すること。更に、計画地全体の住環境を検討する際には、緑の多い町並みが形成されるよう土地利用上の配慮をすること。

6 安全――交通安全

工用車両の計画地への出入は、主に資機材の搬出入に伴うものであり、そのルート及び予定台数は、県道小袋谷藤沢線側へ220台/時間及び市道関谷線側へ228台/時間となっている。県道小袋谷藤沢線及び市道関谷線はいずれも計画地付近では交通量が約5500台（12時間交通量）で交通容量との関係では工用車両の増加は特に問題ないとみられる。しかし、これらの道路は地区幹線道路であるが、住宅地内を通過していることもあり、交通安全対策に十分な配慮が必要と考えられる。

このため、工事の進め方や工程に応じて見込まれる発生交通量を積算し、この結果をもとに、交通安全を確保するための交通量の配分、出入時間の配慮などの対策を検討し、実施すること。

7 その他――窒素酸化物、道路交通騒音

計画地には、ほぼ中央部にすでに都市計画決定された県道横浜藤沢線の通過が予定されており、これが本事業と一体となって造成建設されることになっている。

この横浜藤沢線は、藤沢市の中心部から横浜方面に結ぶ幹線道路として位置付けられ、3万台/日（昭和75年推定）の交通量が予定されている。

この土地地区画整理事業は、良好な住環境を計画的に整備するために実施を予定しているものであるが、横浜藤沢

線沿線は自動車による公害を受けることが十分考えられ、土地利用上の配慮が必要となっている。

特に、この道路近傍では窒素酸化物及び騒音が環境基準を超えるおそれがあり、極力環境基準を維持し、良好な住環境を守っていくための対策が必要となっている。このため、道路管理者等と調整を図り、歩道の拡幅、植樹帯の充実など、道路側からの対策が実施できるようにするとともに、計画地側の対策として、地区計画制度等の導入により、交通公害を受けにくくするような沿道の土地利用等総合的な対策が実施できるよう、強力な指導を実施すること。